

令和6年5月27日

保護者様

鈴鹿市立飯野小学校
校長 石井 孝史

台風時等における登下校及び授業の実施について

台風等荒天にかかわった登下校及び授業実施については下記の通りに実施しますので、最新の気象情報や自治体が発する災害情報を確認し、子どもの安全確保をお願いします。

1 始業前に暴風警報(特別警報・台風接近に伴う大雨警報・暴風雪警報)が発表されている場合

(1) 午前7時現在、暴風警報が発表されている場合

児童を午前11時まで自宅で待機をさせてください。当日の給食は中止となります。

(2) 午前11時までに、暴風警報が解除になった場合

家庭で昼食を済ませ、その日の授業の準備をして、学校へ午後1時に着くように集団登校をさせてください。午後の授業を行います。集団登校の出発時刻はそれぞれの地区で確認をお願いします。なお、登校するにあたっては、安全確認を十分行い、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れ等について、危険が予想される場合は当日の授業を中止することがあります。

(3) 午前11時に暴風警報が解除されていない場合

当日の授業は中止し、臨時休校とします。

2 始業後に暴風警報(特別警報・台風接近に伴う大雨警報・暴風雪警報)が発表された場合

(1) 原則として直ちに授業を中止し、安全確認後、速やかに帰宅させます。

下校の方法は

① 教員引率による集団下校。

② 風雨が強く集団下校が危険と判断した場合は、保護者への引渡しを行います。

学童保育等に入所している児童については、暴風警報発表時の対応について、それぞれの入所先で確認をしておいてください。

(2) 台風^{たいふう}の中心位置^{ちゅうしん い ち}、進行方向^{しんこうほうこう}、速度^{そくど}、警報^{けいほう}発表^{はつぷよう}時の気象^{きしょう}状^{じょう}況^{きょうきょう}及び地域^{どち}の道路^{だうろ}、橋^{きょう}梁^{りょう}、浸水^{しんすい}の状^{じょう}況^{きょうきょう}等^{とう}から判断^{はんだん}して、安全^{あんぜん}に帰宅^{かたく}することが困難^{こんなん}と認め^{みとめ}られる児童^{じどう}については、保護^{ほご}者^{しゃ}との連絡^{れんらく}をとりながら、安全^{あんぜん}が確認^{かくにん}されるまで、学校^{がっこう}で保護^{ほご}させていただきます。

3 警報^{けいほう}が発表^{はつぷよう}されていないが、風水害^{ふうすいがいとう}等の発生^{はっせい}の恐れ^{おそれ}がある場合^{ばあい}

警報^{けいほう}発表^{はつぷよう}前^{まえ}であっても「臨時休校^{りんじきゅうこう}」の措置^{そち}をとる事^{こと}があります

暴風^{ぼうふう}警報^{けいほう}・特別^{とくべつ}警報^{けいほう}・台風^{たいふう}接近^{せつきん}に伴^{ともなう}う大雨^{おおあめ}警報^{けいほう}・暴風^{ぼうふう}雪^{せつ}警報^{けいほう}の発表^{はつぷよう}が予想^{よそう}される場合^{ばあい}、鈴鹿市教育^{すずかしきょういく}委員会^{いいんかい}の判断^{はんだん}により臨時休校^{りんじきゅうこう}を全市^{ぜんし}において実施^{じっし}する場合があります。

- (1) 授業^{じゅぎょう}実施^{じっし}日の前^{ぜん}日^{じつ}午後^{ごご}9時^{9じ}までに、上記^{じょうき}の警報^{けいほう}が発表^{はつぷよう}される確率^{かくりつ}が高い場合^{たかいばあい}。
鈴鹿市教育^{すずかしきょういく}委員会^{いいんかい}から臨時休校^{りんじきゅうこう}の連絡^{れんらく}があり次第^{しだい}、飯野小^{いいのしょう}からメール配信^{めーるはいしん}します。
- (2) 授業^{じゅぎょう}実施^{じっし}日の午前^{ごぜん}7時^{7じ}までに、授業^{じゅぎょう}実施^{じっし}日^じにおいて上記^{じょうき}の警報^{けいほう}が発表^{はつぷよう}される確率^{かくりつ}が高い場合^{たかいばあい}。
鈴鹿市教育^{すずかしきょういく}委員会^{いいんかい}から臨時休校^{りんじきゅうこう}の連絡^{れんらく}があり次第^{しだい}、飯野小^{いいのしょう}からメール配信^{めーるはいしん}します。

4 台風^{たいふう}を伴^{ともなわ}ない大雨^{おおあめ}・洪水^{こうずい}警報^{けいほう}発表^{はつぷよう}等^{とう}の対応^{たいおう}について

鈴鹿市教育^{すずかしきょういく}委員会^{いいんかい}から、気象^{きしょう}情報^{じょうほう}をもとに、市内^{しんない}一斉^{いつせい}措置^{そち}（「臨時休業^{りんじきゅうぎょう}」、「始業時刻^{しぎょうじこく}の変更^{へんこう}」、「緊急下校^{きんきゅうげこう}」等^{とう}）の連絡^{れんらく}が入^{はい}る場合があります。

また、市内^{しんない}一斉^{いつせい}措置^{そち}でない場合^{ばあい}でも地域^{ちいき}の実情^{じつじょう}に応^{おう}じて中学校区^{ちゅうがっこうく}や地域^{ちいき}の関係機関^{かんけいきかんとう}等^{れんけい}と連携^{れんけい}をはかり、通学路^{つうがくろ}の安全確保^{あんぜんかくほ}及び道路^{どうろ}状^{じょう}況^{きょうきょう}により学校^{がっこう}長^{ちやう}の判断^{はんだん}で同様^{どうよう}の措置^{そち}を取る場合^{たかいばあい}もあります。
その際^{さい}には、地域^{ちいき}・保護^{ほご}者^{しゃ}とメール配信^{めーるはいしん}にて共有^{きやうゆう}を図^{はかり}ります。

5 雷^{かみなり}の発生^{はっせい}時の対応^{たいおう}について

- (1) 下校^{げこう}前^{まえ}には、雷^{かみなり}の発生^{はっせい}状^{じょう}況^{きょうきょう}を収^{しゅう}集^{しゅう}し、下校^{げこう}を遅^{おく}らせて学校^{がっこう}で一時的^{いちじてき}に待機^{たいき}させることがあります。
- (2) 下校^{げこう}中^{ちゅう}に雷^{かみなり}が発生^{はっせい}した時^{とき}は、「民家^{みんか}に避難^{ひなん}する」、「身体^{からだ}を丸^{まる}くしてしゃがみこむ」、「木^きの下^{した}への避難^{ひなん}はさける」等^{とう}の指導^{しどう}をしています。
- (3) 児童^{じどう}だけで帰宅^{かたく}するのが危険^{きけん}と判断^{はんだん}した場合は、保護^{ほご}者^{しゃ}への引渡^{ひきわたし}しを行います。